

○ごみ出しに関する啓発用印刷物への広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、尾張旭市（以下「市」という。）が発行する「ごみ出しに関する啓発用印刷物」（以下「印刷物」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載等に関する基準)

第2条 印刷物に掲載する広告の基準は、要綱第3条に定めるところによる。

(広告の規格)

第3条 広告の掲載規格は、1 枠横6センチメートル、縦4センチメートルで4色刷を基本とする。ただし、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の希望により、2 枠分の大きさ（横12.5センチメートル、縦4センチメートル）、3 枠分の大きさ（横19センチメートル、縦4センチメートル）で掲載することもできるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告を掲載する位置は、印刷物の最終ページとし、掲載数は、市が指定する。

(広告の期間)

第5条 広告の掲載期間は、1 年単位とする。

(掲載料金)

第6条 広告の掲載料金は、1 枠当たり55,000円（税込み）とする。

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集は、市ホームページによる公募、市との契約に基づき広告掲載に係る業務を委託された広告代理店等による募集、その他の方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、当該広告の掲載を希望する印刷物の発行日の前日から起算して40日前までに要綱第6条に基づき「尾張旭市広告掲載申込書（要綱様式第1）」（以下「掲載申込書」という。）を市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、広告の掲載申込書を受け付け後、その内容等を審査し、受付日の翌日から起算して10日以内に、「尾張旭市広告掲載決定通知書（要綱様式第2）」により広告掲載の可否を申込者に通知するものとする。

2 要綱第3条の掲載基準に適合する広告で、同一印刷物に対して広告掲載数の枠を超えた申し込みがあったときは、要綱第7条第2項の規定にかかわらず「掲載申込書」の受付日の早い広告から順に掲載する。

3 前項の規定によっても決定できない場合は、抽選で決定する。

(広告内容及び原稿の作成、提出)

第10条 広告のデザイン及び内容などは、印刷物のイメージを損なうことのないよう、広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿は、広告主の負担で作成し、掲載印刷物の発行日の前日から起算して30日前までに環境課に提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第11条 広告主は、第9条に規定する決定通知書による掲載決定通知を受けたときは、掲載印刷物の発行日の前日から起算して15日前までに市の発行する納付書により広告掲載料を一括して納付しなければならない。

（所管課）

第12条 この掲載要領を所管する課は、環境課とする。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月13日から施行する。

附 則

この「要綱」は、平成26年12月8日から施行する。

令和4年度版「尾張旭市ごみの出し方」の広告募集要項

1 広告掲載を行う広告媒体の種類

令和4年度版「尾張旭市ごみの出し方」(A4 4色刷 8頁)

2 印刷物の配布対象及び配布見込数

- (1) 令和4年3月15日号市広報と同時に全戸配布(約36,000部)
- (2) 公共施設窓口や市外からの転入者に配布(約2,500部)
- (3) 市ホームページに、広告が掲載された冊子を掲載

3 募集内容

(1) 枠数

先着3枠(1広告主につき1枠とする。ただし、2枠3枠を1枠として掲載することも可能)

(2) 規格

4色刷

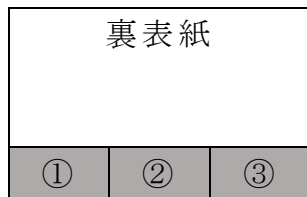
1枠分(横6cm、縦4cm)

2枠分(横12.5cm、縦4cm)

3枠分(横19cm、縦4cm)

(3) 掲載位置

最終ページ(裏表紙)下部に広告を掲載



(イメージ図)

(4) 掲載期間

令和4年3月15日から1年

4 広告掲載料

1枠当たり 55,000円

5 募集方法

(1) 募集案内

市ホームページによる公募

(2) 募集期間

令和4年1月10日(月)から令和4年1月21日(金)まで

(3) 応募資格及び選定方法

応募資格及び選考方法は、尾張旭市広告掲載要綱、尾張旭市広告掲載基準、ごみ出しに関する啓発用印刷物への広告掲載要領による。

(4) 申込方法

尾張旭市広告掲載申込書に必要事項を記入の上、環境課へ直接又は郵送で提出

6 その他

本件に要する費用（広告制作にかかる版下、デザイン等の全費用）は申込者の負担とする。また、提出された書類などは返却しないものとする。

7 問い合わせ先・申込先

尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 - 1

尾張旭市市民生活部環境課ごみ減量係

電 話 0 5 6 1 - 7 6 - 8 1 3 5

ファックス 0 5 6 1 - 5 2 - 0 8 3 1

電子メール kankyou@city.owariasahi.lg.jp